

## 近衛基熙、家熙による貞享期の私家集書写

藏 中 さ や か

Consideration of the Copying Activity of a Personal Anthology

by *KONO Motohiro* and *KONO Iehiro* in the Jokyo Period

KURANAKA Sayaka

## 要　旨

陽明文庫蔵本の中には、禁裏における書写活動との関連が推定されるものがある。本稿では、貞享期におこなわれた靈元天皇による冷泉家本書写に付隨しておこなわれた近衛基熙、家熙の私家集書写に考察を加え、近衛家の歌書収蔵の一端を明らかにする。

取りあげる陽明文庫蔵私家集を奥書日付順に示すと、貞享二年（一六八五）四月二十一日家熙写『帥大納言集』（内題は経信卿家集）、同年五月七日基熙写『長秋詠藻』、同年六月二十五日家熙写『輔親集』、貞享五年（一六八八）六月二日家熙写『朝忠集』の四集である。

『長秋詠藻』は松野陽一氏等によって既紹介の伝本で、書陵部本『長秋詠藻』（五〇一・三九八、外題靈元天皇宸筆）の兄弟本であるが、その書写事情を『基熙公記』の記載により明示した。また、親本を冷泉家本とする書陵部本『輔親集』（五〇一・二九九）は勅定によって家熙が臨模したもので、陽明文庫本『輔親集』はこれに次いで家熙が書写したものであることが明らかにされてきた。家熙はこれらに加えさらに陽明文庫蔵『家熙模写手鑑帖』におされる二葉（一三首）を残しているが、本稿ではその特異な書写状況に言及した。その他、『帥大納言集』は冷泉家本を臨模したもので、書陵部本『帥大納言集』（五〇一・二〇六、内題経信卿家集、題簽桜町天皇宸筆）を同系統本として指摘することができることを新たに述べた。最後に、歌仙家集本と同系統の本文である家熙写『朝忠集』を取りあげ、その書写時期から冷泉家本書写活動に触発された家集の書写と考えられることを指摘した。寂蓮筆本書写とする当該本は学界未紹介伝本でその点でも注目されるものである。

以上、近衛基熙、家熙による冷泉家本書写について述べ、陽明文庫蔵の四集が、貞享の冷泉家本書写に関わって近衛家に伝える本として書写されたものであるという見通しを示した。

**キーワード：**私家集の書写、冷泉家、近衛家、貞享

## Abstract

There are some books that suggest the relationships with the copying activity in an imperial court in the collection of Youmei Bunko. In this paper, I attempted to partially clarify the Reizei-hon copying performed by the Reigen emperor and to discuss the copying activity which was performed in connected with this writing in the Jokyo period and add consideration as well as make the something of the copying activity of Konoe family.

The following 4 anthologies were highlighted in this paper. "Sochinodainagon-shu" was handwritten and was copied by Iehiro on April 21, 1685 is the oldest one. "Chousyueiso" was handwritten and was copied by Motohiro on May 7, 1685, "Suketika-shu" was handwritten and was copied by Iehiro on June 25, 1685. "Asatada-shu" was handwritten and was copied by Iehiro on June 2, 1688.

Moreover, I described how "Sochinodainagon-shu" was copied from a book the Reizei family possessed. Its character is very close to "Sochinodainagon-shu" (501.206) of the Imperial Household Agency, and was found to be in the same classification.

Finally, I speculated that the copying of "Asatada-shu" may have been touched by that affair, the copying activity of a personal anthology. There are no similar books to this one in the Reizei family. It's written on "Asatada-shu" as follows, Iehiro copied the one Jyakuren wrote, who is a famous calligrapher in the Kamakura era. This book was introduced for the first time.

In summary, I pointed out that the copying activities by KONO Motohiro and KONO Iehiro were done for the Konoe family. The 4 books of Youmei Bunko described by this thesis were copied when copying a book by the emperor's order.

**Keywords:** Copy of a personal anthology, Reizei family, Konoe family, Jyokyo period

# 近衛基熙、家熙による貞享期の私家集書写

藏 中 サ や か

## はじめに

十数万点という膨大な資料を守り伝える陽明文庫の典籍の蒐集は、歴代当主によつておこなわれてきたものである。<sup>(1)</sup> 本稿では、そのうち基熙（悠山。一六四六～一七二三）、家熙（予樂院。一六六七～一七三六）の時代に注目し、禁裏でおこなわれた冷泉家本の書写と関わる貞享期の私家集書写を限定的に取りあげてみたい。近衛家は極めて天皇家と近い関係にあり、慶長ころより、その書写活動は宮中のそれに準ずるかのようにおこなわれる場合があつた。それ故、稿者は、陽明文庫の蔵書形成を解明することは禁裏文庫の蔵書形成を解くひとつの鍵になると考えている。禁裏本と陽明文庫本との関係について論じる先行研究には、久保木秀夫氏の「禁裏・近衛家の蔵書形成過程一端—国文研マクロ資料・データベースを活用しながら」（『調査研究報告』三〇号 二〇一〇年三月）や本稿中の注に掲げた一連の論考、また禁裏本の目録学的・文献学的研究の成果である酒井茂幸氏の著書『禁裏本歌書の蔵書史的研究』（二〇

〇九 思文閣出版、『禁裏本と和歌御会』（二〇一四 新典社）等がある。本稿はそれらの驛尾に付するものであるが、陽明文庫本に現存する私家集の検討という観点から、特に貞享期の私家集書写を論じようとするものである。

家熙は書にたけその若年期より歌書の入手や古筆の書写をおこなつていた。緑川明憲氏が指摘するように、この時期には、『粘葉本和漢朗詠集』を入手（貞享四年（一六八七）十月十四日）し、続いて『倭漢抄』（『近衛本和漢朗詠集』）を入手（元禄二年（一六八九）八月十二日）している。<sup>(2)</sup> 陽明文庫に伝わる典籍には、このような著名な古筆の他、伝來の確かな本を江戸期に書写したものが多い。また、例えば、慶長七年（一六〇二）六月に信尹が書写した「三十六人歌合」や元禄三年（一六九〇）八月に基熙が書写した『千穎集』（陽明叢書5『中古和歌集』所収）のように、先行研究によつて冷泉家本や禁裏本との関わりが指摘されるものが含まれているのもその特徴である。

貞享の冷泉家本書写については多くの先行研究によつて取りあげられてきた。<sup>(3)</sup> まずはそれらによりながら、関係する日記からの抜粋を示しつつそのおよそを極く簡略にまとめてみたい。なお以下の引用部分のへ内は小書き、／は改行を示す。

『基量卿記』貞享二年（一六八五）四月十五日条の「一、従冷泉家文庫書籍三百廿冊余（定家為家為相卿俊成／行成卿寂蓮西行等筆也）為書写被召、自明日、諸家中可被触由也」や『中院通茂記』貞享二年四月十六日条の「晴、有召参 内、冷泉家哥書召御覽、三百部斗、被仰付書写云々、予周防内侍可書写之由仰也、俊成卿筆也、其後退出、（略）」等の

記述より、貞享二年四月中旬に勅封を解かれていない状況にあつた冷泉

家より俊成、定家や行成、寂蓮等の筆による三〇〇部以上の書籍が宮中に運ばれ、公卿らにその書写が割り当てられたことがわかる。この作業

は、『基量卿記』貞享五年（一六八八）三月十六日条の「雨下、禁中御幸御講尺也、酉上刻還御、日没以前可有還御處、内々被借召冷泉家文庫歌書、書写之義、禁中番衆へ被仰付之間、其義分配之義、旁議奏中へ被仰付、（略）」より、貞享五年ごろまで継続していたと考えられる。<sup>(6)</sup>

その書写活動の中心は靈元天皇であり桜町天皇の時期にまで及ぶ作業であったことや、冷泉家の忠実な写本がこの時期の書写によるものであること、またその書写が模写本を作るという意味合いも持ち合わせたものであつたこと等が明らかにされてきた。実際、『惟宗広言集』群書類從本（貞享二年十月写）・『道信朝臣集』御所本乙本・『道濟集』御所

本のように、貞享年間の書写であることを明示する写本も現存し、この時期にいわゆる御所本が書写され、またこれに付随した書写活動もおこなわれたものと考えられる。その活動に貞享二年から五年という幅があることについては、書写活動は貞享二・三年頃には終了していたものの、冷泉家本を五年頃まで手元に置いていた靈元院が火災に備えた再度の書写をした、つまり一度書写した冷泉家本のさらなる副本作成をおこなつたという考え方や、この時期は貞享二年二月の後西院崩御、その三回聖忌を終えた貞享四年三月に靈元天皇讓位、東山天皇の即位と続き、皇位繼承をめぐる動きのあつたときであつたこと、すなわち公的行事、出来事が集中したことによる書写活動の遅延を含み置くべきであるといふ指摘等がなされている。<sup>(7)</sup>

現在、御所本と呼称される歌書類の多くはこの時に書写されたもので、周知の通り、その親本にあたる冷泉家時雨亭文庫本の公開により、その書承関係が多数明示されるに至つている。

さて、陽明文庫の歌書のうち、この数年に満たない期間に書写されたことが明らかなものとして、貞享二年（一六八五）四月二十一日家熙写『帥大納言集』（内題は「経信卿家集」、為綱朝臣家本を書写）、同年五月七日基熙写『長秋詠藻』、同年六月二十五日家熙写『輔親集』、貞享五年（一六八八）六月二日家熙写『朝忠集』（伝寂蓮筆本を書写）の四点が確認される。以下、これらについて、その書写事情を考察し、冷泉家本（現在の時雨亭文庫本）、書陵部本との関係を検討する。ただし、このうち、「長秋詠藻」、「輔親集」については既に先行研究にて詳細に指摘されるところであるため、それらを紹介しつつ私見を加える形をとる。

まず基熙写『長秋詠藻』（袋綴一冊）について述べる。

『陽明叢書三千載和歌集 長秋詠藻 熊野懷紙』（思文閣 一九七六年）の解題（谷山茂氏執筆）には冷泉為頼の奥書・花押「這一冊京極黃門并嫡女／民部卿局両筆以本不違／一字亡父卿予交筆令／書写之畢尤可為證本／者也 元和七年小春中旬（花押）」があり、その丁裏に基熙による奥書「以右之奥書本交他筆／率尔令臨写可秘藏者也」と花押があることが記され、当該本について

定家とその嫡女民部卿局が筆写した『長秋詠藻』を、元和七年に冷泉為満・為頼父子が一字違えず書写した本によつて、基熙がまたこれを臨写したものである。為頼奥書本の転写本は書陵部（五〇一・一七二）にもあり、（略）この基熙奥書本と書陵部本とは、その書写のしかたや態度が酷似しており、丁がわりや字配りや空白部分等も全く相等しいので、姉妹本といつてよく、ともに定家筆本を祖型とする冷泉家本の忠実な臨写本であつたといえる。その両者の本文内容もあらあら対校してみると、僅かに二・三箇所の小異があるのみのようである。

と解説を加える。陽明文庫本は「右の奥書本をもつて他筆を交え率爾に臨写せしむ。秘藏すべき者なり」と記される基熙監督書写本なのである。

また松野陽一氏は『藤原俊成の研究』（笠間書院 一九七三年）において

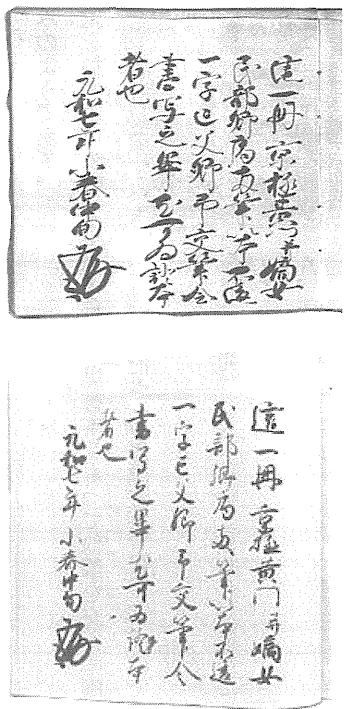
陽明本の方は、（略）恐らく御所本の場合と同様の複本作成の動機から、冷泉家本自体またはその転写本を親本として書写せしめ、それに基熙が識語を加えたものなのであろう。その時期の明徴はないが、基熙は享保七年（一七二二）七十五歳で落飾し、間もなく薨じているから、少なくともその時以前、恐らく元禄期頃で、前記御所本二本と時をあまり置かぬ頃の写本と考えられる。

と述べる。

このように基熙奥書のある陽明文庫本は書陵部本の兄弟本でありその親本が冷泉家本であることが指摘されてきたが、『冷泉家時雨亭叢書中世私家集四』（朝日新聞社 二二〇〇〇年・解題は井上宗雄氏執筆）が刊行されたことでそのことがより広く認知された。これらに靈元天皇外題の別の書陵部本を加え、伝本系統を示すと次の通りである。



元和七年の為頼による奥書部分について書陵部本（五〇一・一七二）と陽明文庫本の書影を比較すると次の通りで、用字、字配り等が一致する。さらに『冷泉家時雨亭叢書 中世私家集四』二二一頁の当該奥書部分（一〇一丁才）と見比べると、献上するために慎重に臨模した書陵部本に対して、陽明文庫本は花押を除いては、忠実にその定家様書体を臨模するというような厳密な書写態度ではないことがわかる。



書陵部本

陽明文庫本

さて基熙のこの『長秋詠藻』書写については、『基熙公記』貞享二年五月七日条に「先日被仰下書物（長秋詠藻不違／字並行）書出之間以左／幕献 禁裏御喜悦之由被仰下」と記されている。<sup>(8)</sup>ここには、基熙が命に従つて「長秋詠藻の字並びに行を違えず書き出だ」し、「左幕」家熙が禁裏に献上したことが記される。

この箇所について言及するのは酒井茂幸氏である。引用すると次の通りである。

御所本と陽明文庫本との前後関係が從来不明であり、いずれの伝本も書写年代が貞享五年（一六八八）頃とされてきた。しかし、『基熙公記』貞享二年五月七日条に、（略）とあることにより、定家民部卿局交筆本を藏する基熙が、貞享二年五月七日に靈元天皇の勅命に従い、臨模本を書写して天皇に献上したことが新たに判明する。近衛家伝來の親本は現存しないが、基熙が原本の書写・献上に際して副本を作成し、近衛家に収蔵したことは注目される。<sup>(9)</sup>これによれば「定家民部卿局交筆本を藏する基熙」が「近衛家伝來の」

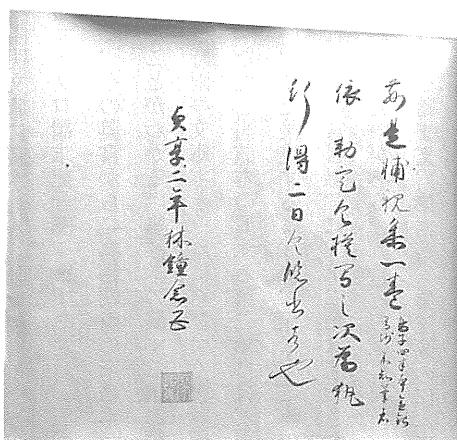
本を書写献上したことになる。しかし、『長秋詠藻』はその書写時期から、酒井氏の述べる近衛家伝來本の書写ではなく、冷泉家の蔵する本の書写と見ることが妥当であろう。特に重要な典籍である『長秋詠藻』の書写については、基熙に命が下り、書写されたものが左幕下、すなわち左近衛大将家熙によって靈元天皇に献呈された、と解するべきだと考える。

陽明文庫に蔵される『長秋詠藻』は近衛家のために書写された副本であつた。冷泉家本が宮中に運ばれた四月十五日以降に命が下つたのが「先日」であり、それから五月七日献呈の前までに、丁寧に「字並びに行を違えず」書写し、さらに「他筆を交えて」近衛家に「秘藏する」ための副本までもが作成されたことが一連のことから考えられる。詳細は不明ながら、二回の書写にはある程度の時間が必要であったものと考えられる。

### 三

同様に書写事情の推察ができるのが『輔親集』の場合である。同集については、既に『冷泉家時雨亭叢書 平安私家集七』（朝日新聞社一九九九年）の解題（田中登氏執筆）に詳細に述べられている。簡略に紹介すると、大和綴の時雨亭文庫本は書写者不明ながら平安期の書写と考えられる。家熙が、勅定に従つて、この本を四つ半本に非常に巧みに書写した臨模ものが書陵部本である。陽明文庫には、家熙が自分の手元のものとして書写した巻子本（全一五三首）と、陽明文庫蔵『家熙模写手鑑帖』におされる一葉（一三首）の二種が現存している。

これらの伝本が属する諸本系統は次の通りである。片桐陽一氏・田中登氏「冷泉家時雨亭文庫藏平安私家集系統一覧」(『冷泉家時雨亭文庫藏平安私家集十二』(朝日新聞社 二〇〇八年))では第三類として示すが、これを第二類と記すものもある。



陽明文庫本卷尾の奥書には左のよう、「茲是輔親集一巻〈鳥子四半本金銀／有沙不知筆者〉／依 勅定令模写之次為執／行得二日令臨書者也／貞享二年林鐘念五 印（家熙）」とある。

当時一九歳であった家熙臨書の巻子本は、その奥書から六月二十五日に書写され、また書写に要したのは「二日」であったことがわかる。筆者不明ながら平安後期の趣を伝え特に流麗な筆跡の『輔親集』の模写が、

既に当時、その能書を認められていた家熙に任されたものと推測される。

時雨亭文庫本  
書陵部本 (五〇一・二九九) 四半本綴葉装一冊  
陽明文庫本 (陽明叢書5「中古和歌集」) 卷子本一軸  
家熙模写手鑑帖 表第五二面・五三面 (二三首分)<sup>(10)</sup>

一方、二葉がおされる模写手鑑帖には、家熙が模写をおこなった西本願寺本三十六人集の『貫之集』、『遍昭集』の一部もおされる。まさに家熙らしい逸品で、継続的な名筆の臨模がおこなわれていたことを物語るものである。既に指摘されるように模写手鑑帖の二葉に記される和歌の配列と『輔親集』中の配列とは一致しない箇所がある。二葉の配列は『輔親集』に照らすと、一二三ウ・オを欠く形で配されている。他の時雨亭文庫本、書陵部本、陽明文庫本はいずれも正しい順で書写されており、この二葉のみ異なる書写順になつた理由は錯簡を考えてもこの形にはならないことから判然としない。あるいは当該の二葉は、全体を臨書する前に試し写しとして、丁度順に従わず手すさびのように書写されたものであり、それと気づかないままに手鑑に残されたのではないかとも思量する。

以上、貞享二年（一六八五）の宮中での書写活動に関わって、基熙には極めて貴いものであつた俊成の家集の書写が、また家熙には高度な手腕を要する輔親の家集の書写が、命じられていたことが明らかとなる。現存するそれぞれの家集の陽明文庫本は、その際に、書写者が副本として作成したものであつたのである。

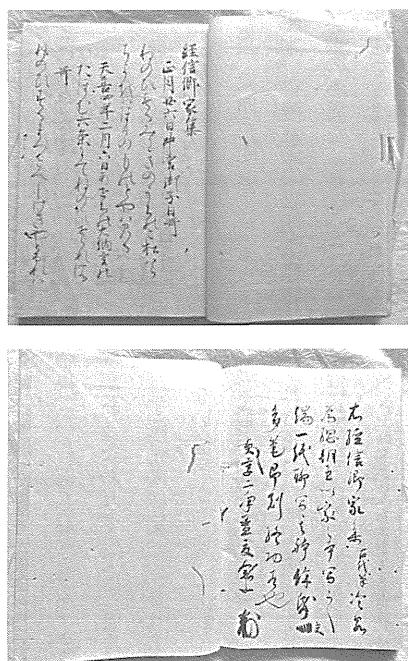
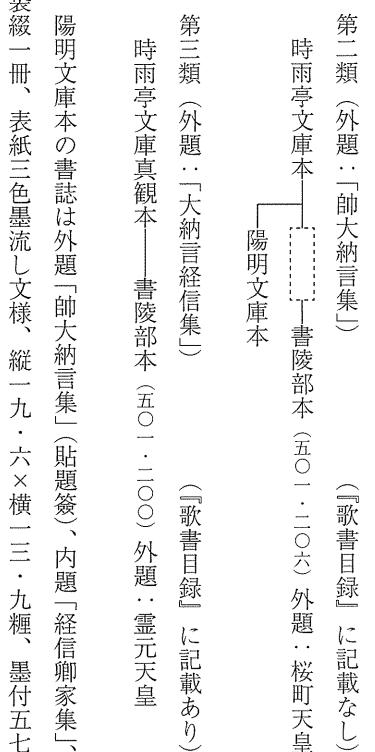
続いて、これらの事情と同じようにその書写事情を考え得るかと思われる源経信の家集について述べてみたい。

#### 四

経信の家集は三類に分類される。その状況については『冷泉家時雨亭叢書 平安私家集十』(朝日新聞社 二〇〇四年)および『同十二』(同二〇〇八年)の解題(いざれも鈴木徳男氏執筆)に詳しい。

陽明文庫に藏される『帥大納言集』（陽明文庫蔵二四五・一八 国文研マイクロ請求記号55-199-2）は、三類に分類されるうちの第二類に属し、その奥書から「為綱朝臣の家の本」を貞享二年に書写したものであることがわかる。当該本の属する第二類、そして別系の第三類については時雨亭文庫本とそれに結びつく書陵部本というペアが確認されている。ただし当該本の属する第二類には、貞享期書写的書陵部本は現存しない。また後述するように、元禄末ごろの禁裏の藏書状況を示すものとされる『歌書目録』に、第二類は記載されるものの第三類は記載されないという違いがある。<sup>(1)</sup>

以上を踏まえ、第二類、第三類の伝本系統を示すと次の通りである。第二類は陽明文庫本の兄弟本に当たる書陵部本が現存しないことから、時雨亭文庫本の下には空欄を設けて掲げる形とした。なお、二種の書陵部本は古典研究会叢書『私家集 集抄三』（汲古書院 一九七四年）にその影印が所収されている。



丁、前後遊紙各一丁、本文料紙は楮紙、一面八行、和歌二行書、印記「近衛藏」（朱陽刻長円形）で、奥書には「右経信卿家集古代筆冷泉／為綱朝臣以家之本写之／端一紙聊写其躰餘帯交（交）は墨滅した一字（以）カ）の右傍書）／多筆即刻終功者也／貞享二年孟夏念一（花押）」とある。外題は家熙筆である。

奥書には古代の筆で記された冷泉為綱朝臣の家の本を、端一紙はその体に似せて、残りは多筆で即刻写し終えたことが記される。「多筆」は、字義通り、多くの筆跡、の意か、あるいは「他筆」すなわち「端一紙」とは異なる筆跡の意とすべきところを「多筆」と記してしまったものか、いずれにせよ家熙命写本である。その日付に「貞享二年孟夏念一」とあることから、まさに宮中での冷泉家本書写と重なる時期の當為であることがわかる。

本文冒頭・奥書部分の書影は次の通りである。

『輔親集』の例から敷衍して考えるならば、家熙書写のもの、もしくは家熙周辺で書写された当該本の兄弟本に相当する本が書陵部に伝存していることが想定されるが、外題を「帥大納言集」とする経信の家集は、外題を桜町天皇が記す一本五〇一・二〇六本だけしか伝わっていない。

一方、桜町天皇外題の書陵部本は表紙が海松文様で、本文冒頭は次の通りである。同本は、時雨亭文庫本解題で鈴木徳男氏が指摘しておられるように誤写も認められるものである。外題が桜町天皇であることからも、貞享という時期に時雨亭文庫本を直接書写したものではなく、やや遅れて時雨亭文庫本の又写しの形で副本として書写されたものか、と考えられる。あるいは、そもそも貞享時点では宮中に残すためには書写されず、後に桜町天皇の時代になつて蔵されていない本を補う形で書写されたものという考え方もある。

この系統の親本となる時雨亭文庫本（『冷泉家時雨亭叢書』平安私家集十所収）は、その解題によれば鎌倉前期写で奥書きなし、表紙には紙縫で冷泉為久による「元、列帳閉ノ本也。依令離散以糸仮閉之」が付属している。本来は粘葉装、題簽は上下2箇所で縫い付け、見返しに原表紙の裂がつく。

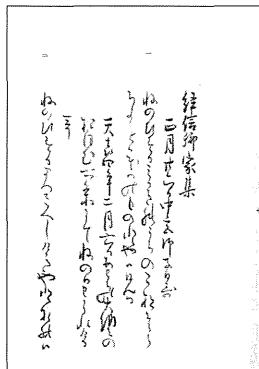
これと関連して注目したいのが、元禄末ごろの禁裏の藏書状況を示している『歌書目録』に、当該本の属する第一類の『経信集』の記載がない、ということを指摘する次の久保木秀夫氏の見解である。

御所本とその叢本たる時雨亭文庫本とか研究されているのは書目録には記載がないという事例もある。例えば源経信の家集については現在、御所本と時雨亭文庫本との組み合わせを都合二部（五〇一・一二〇六と『平安私家集十』所收分、五〇一・一二〇〇と『私家集十二』所收分）確認することができるが、しかし歌書目録には55「大納言経信集」という一本のみしか書かれていない。これなども理由はよくわからないが、あるいは歌書目録における記載漏れ、といふこともあり得るのかもしない。<sup>(12)</sup>

もちろん記載漏れもあり得たであろうが、桜町天皇外題本しか伝わっていらない状況を鑑みると、目録作成時にはこの系統の『経信集』は禁裏に蔵されていなかつたという状況と呼応しているとも考えられ、不明とする他ない。

一紙目（一才）を比較すると、「聊か其躰を寫した」とする陽明文庫の書きぶりは時雨亭文庫本冒頭（『冷泉家時雨亭叢書 平安私家集十』三三九頁）に酷似していることがわかる。しかしこの陽明文庫本は忠実な書きではあるものの、字母の変更は多々あり臨模というほどの書き態度ではない。またわざかながら誤写が認められ、傍記やミセケチの処理についても冒頭では修訂後の本文を採用していたものが、やがて傍記、

以上、兄弟本が書陵部本に現存しないため、禁裏文庫に収めるための



本を同時に書写したかどうかは確定できないが、当該本もまた貞享の冷泉家本書写の際に、近衛家に蔵するために「即刻」に書写した本であることは間違いない。こういった書写活動が近衛家以外にどの程度許されていたのか、またその書写がどこでおこなわれたのか等は不明ながら、この『師大納言集』の場合も、禁裏文庫のための冷泉家本書写を命じられた者により、自家のために副本作成をおこなわれた事例となる。

## 五

最後に『朝忠集』を取りあげる。同集は改編に従つて本文増補がおこなわれ、各伝本系統はその途上に成立したと考えられる。<sup>[14]</sup> その伝本系統は次の二類に区分される。

### 第一類

(1) 伝源道済筆小堀本—時雨亭文庫本—書陵部本 (五一〇・一二) 三十六人家集内  
外題・靈元天皇

### 第二類

(1) 歌仙家集本  
西本願寺本

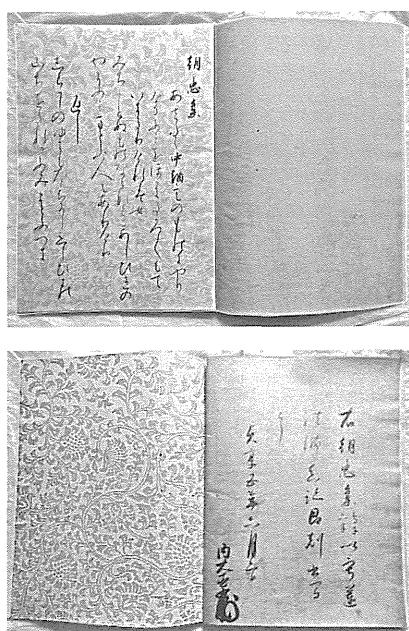
(2) 時雨亭文庫資経本—書陵部本 (五一〇・一二) 三十六人家集内

二類が各々さらに二種に分類される同集であるが、第一類(1)と第二類(2)に時雨亭文庫本と書陵部本との組み合わせが存在する。第一類(1) 小堀本は定家書き入れの残る本として知られ、また第一類(2)

の歌仙家集本はその奥書から真觀本を祖本とするものが三十六人集の中に入組み込まれていったことが指摘されている。<sup>[15]</sup>

陽明文庫本『朝忠集』(一四五・一)は第一類(2)の歌仙家集本系統と本文を同じくするもので、美麗な表紙をつけ、色違の唐紙に丁寧に書写された学界未紹介の一本である。

書誌は、外題「朝忠集」(打付書)、内題「朝忠集」、綴葉装一冊、表紙金型抜き、蝶鳥文様金砂子、縦二三・四×横一七・二糢、墨付一八丁、前後遊紙各一丁、本文料紙は色違装飾料紙(唐紙)一面六〇十行、和歌二行書で、奥書には「右朝忠集(鳥子／六半)以寂蓮／法師真跡即刻書写／了／貞享五年六月一日 内大臣(花押)」とある。「鳥子、六半」本来装飾料紙(唐紙)に書写したもので、「惡」「意」「東」「李」「九」等を字母とする字体が使用される。勘注、本文は歌仙家集本系である。奥書には貞享五年六月一日の日付があり、鳥の子六つ



半に書かれた寂蓮真跡を「即刻」に書写したものであることが記される。

ただし、これまで述べてきた事例と異なり、この伝本の親本が冷泉家

本であったことの明徴はない。もし冷泉家本を書写したものであれば、

現存しない伝寂蓮筆本が冷泉家に蔵されておりそれを家熙が書写したもの、という書承関係、すなわち

伝寂蓮筆本（冷泉家所蔵であったか、所在不明）—陽明文庫本

が想定されるが、推定の域を出ない。

さらにそう推定することを躊躇させるのは、陽明文庫に蔵されていたある時期の家熙所持本を記したと考えられる目録の中に「朝忠集 寂蓮法師」という記載があることである。これが当該本ではなく当該本の親本つまり寂蓮筆本そのもののことであるとする、ある時期、家熙が寂蓮筆本そのものを所持していたことになり、伝寂蓮筆本が冷泉家に蔵されていたと考案家熙がその本を書写したという見方は成立しなくなる。記載される他本の状況を含め、当該目録に関わることがらについては後考を俟ちたい。

このように書写状況に曖昧な点は残る。がしかし、ここまで述べてきた禁裏における書写活動と重なる時期の書写であることは動かない事実としてよいであろう。この本の紹介も兼ねて、以下、考察を進めたい。

伝寂蓮筆本が冷泉家に蔵されていたと考える場合、現在、書陵部に当該本と同じ系統になる「三十六人集ではない朝忠集」が存在しない、といふことについては、書写したものの何らかの事情で禁裏文庫からは失

われてしまつたということになる。小倉嘉夫氏は、宮中に運ばれた冷泉家本がすべて書写されたわけではないということを次のように指摘している。

（私所持草子目録・拾遺愚草を例に挙げて：稿者注） 靈元院の命による冷泉家本の書写には、その際、書写対象にされなかつたのではなかと思われる本が少なからず存在する。冷泉家から典籍類を宮中に運ぶ際、もしくは運んだ後の書写の際に、何らかの基準でもつて取捨選定されたと考える必要があるう。<sup>(15)</sup>

当時は既に正保版本という形で歌仙家集本が流布していただため、あえて同系統のものは書写しなかつたということが考えられよう。

ここまで取りあげた三集の料紙と比べると、当該の『朝忠集』は非常に美麗な料紙が用いられている。経信の家集である『帥大納言集』と同じように「即刻」の書写とあるが、両本から受ける印象はかなり違う。例えば当該本自体が貴顯に献呈するために書写された本であり、何らかの事情により手元に残つた本ではないか、という見方もできなくなつた。しかし『輔親集』を巻子本に仕立てる例からもわかるように、家熙は、書体を臨模する一方で、原態の料紙、装幀を忠実に受け継ぐことにはこだわりを見せない書写態度も持ち合わせていた。さらに、現在、陽明文庫に蔵される家熙筆本の中には「家熙好み」ともいべき料紙に記されたり装幀を施されたりした美麗な歌書の一群があることや、唐紙に書写された家熙による献呈本には、「黙止しがたき求め」や「或人の求め」に応じて書写する、といった奥書が記されている例があるが当該本奥書にはそのような記述がないことから、ひとまずは当該本は自身が手

元に所持するための本として写したもの、という見方を探りたい。

この『朝忠集』は、伝称筆者寂蓮とあることの真偽やその伝来は不明だが、歌仙家集という一括りで伝存する写本群とは別に、独立した単体の一家集として伝わったものと考えられる。小さい異同ながら独自異文<sup>(1)</sup>もある。歌仙家集本系『朝忠集』の古い本文を伝える未紹介本である点は特記しておきたい。なお寂蓮筆『朝忠集』は古筆切にも見えず、ここに突如としてその存在が記される一本である。このことも追考が俟たれる点である。

## おわりに

以上、本稿では、貞享の冷泉家本書写という禁裏のための冷泉家本書副本作成と同時におこなわれた基熙、家熙による「もうひとつ副本作成」すなわち「近衛家のための副本作成」に注目し、その書写活動の一端を述べた。禁裏で貞享の冷泉家本書写という當みに従事した他の家人々と撰家筆頭である近衛家の二人とを同列において考えることはできないものの、これらは判然としないところの残る冷泉家本書写状況の実態を窺う貴重な事例である。

禁裏における冷泉家本書写は、結果的に近衛家に副本を伝えることにならなかった。基熙が家のための本を残そうという意識から積極的に書写活動および書籍蒐集をおこなった人物であったこと、また家熙がその類い稀なる書の才能を生かし多くの古筆を自らが書写することで近衛家蔵書を充実させていった人物であったことは、既にこれまで指摘されてきた通りである。

## 注

(1) 高橋貞一「陽明文庫國書善本目録（一）」（『書誌学』第四号 一九六六年五月）に、「現在の陽明文庫所藏の典籍の蒐集がいつ頃より始められたかは明らかでないが、道長以来の日記はともかくとして、典籍の書寫年代などよりして推量するに、晴嗣（龍山）、信尹（三觀院）、信尋（鷹山）の時代が前期で、信尹時代が中心ではないかと推測せられ、後は、基熙（應圓滿院）、家熙（豫樂院）父子が中心であつたといふべきであらう。藏書印によつてもやや蒐書の順序を明確にすべきものもあるが、藏書印が必ずしも正確におされたとも認め難い様である」とある。

(2) 緑川明憲『豫樂院鑑 近衛家熙年譜』（勉誠出版 二〇一二年）、陽明文庫蔵『基熙公記』、同蔵『无上法院殿御日記』参照。

(3) 奥書「此一冊定家卿真筆也慶長七年／春之頃為満朝臣密被借与予數日／抑留以漸々誤已下如本令書写了／六月四日 左僕射」。新藤協三『三十六歌仙叢考』（新典社 一〇〇四年）、久保木秀夫「『三十六人歌合』書陵部御所本をめぐって」（『国文鶴見』第四七号 二〇一三年）参照。

(4) 奥書「此集有名未見其書不慮或／者将来仍令他筆書写之殊／勝古本也尤可○為）証本者歟／元禄三仲秋 悅見子」。藤本孝一「藤原資経本『千穎集』の書誌的研究」（『古代中世文学論考』新典社 一九九九年）参照。

(5) ①犬養廉・橋本不羨男編『御所本四条宮下野集 宮内庁書陵部蔵』（笠間書院 一九七一年）、②小倉嘉夫「冷泉家本書写（一）～（四）」（『冷泉家時雨亭叢書月報』五六～六一 二〇〇三年六月～二〇〇四年六月）、③酒井茂幸『禁裏本歌書の藏書史的研究』（思文閣出版 二〇〇九年）、④藤本孝一「本を千年つたえる 冷泉家藏書の文化史」（朝日新聞出版 二〇一〇年）、⑤久保木秀夫 イ「万治四年禁裏焼失本復元の可能性」（『中世近世の禁裏の藏書と古典学の研究1』 一〇〇七年）・ロ「宮内庁書陵部蔵『法門四十七首和歌』翻刻と解題」（『同2』 一〇〇八年）・ハ「万治四年禁裏焼失本復元の可能性」（吉岡眞之・小川剛生編『禁裏本と古典学』 増補房 二〇〇九年）・ニ「万治四年禁裏焼失本復元の可能性」（歌学歌論書・定教歌・歌会の場合）（『武藏野文学』 第五七号 二〇一〇年）・ホ「書陵

部御所本による冷泉家本の復元」（前田雅之編『中世の学芸と古典注釈』竹林舎二〇一一年）へ「禁裏・近衛家の蔵書形成過程一端」（『基幹研究第一輯（思文閣出版二〇〇三年）等。

(6) 「基量卿記」貞享二年四月十七日～五月までに関連記事があり、五月三十

日条には「晴、今日、辰刻参<sub>依</sub>内、（略）輪門退出之後、清大、醍醐、園、予、曝ニ疋、金三歩拝領、今度書写之事、其外奉行<sub>其外</sub>公卿、雲客有差別歟」とある。また書写された個別の集名については、一部、「通茂記」に記される。

(7) 前出注(5)(2)、同④参照。

(8) この部分は、日次本と淨書本との二種が現存している。淨書本は料紙保護のための薄紙が書写面に貼られていることにより文字が確認し難くなつてゐる。当該箇所の掲出本文は淨書本によるが、日次本では「左幕」を「左幕下」とする。

(9) 「近世禁裏の歌書収蔵史における近衛家の関わりについて」（『季刊ぐんしょ』一九・一二 通巻七一 二〇〇六年四月）。

(10) 当該の手鑑は家熙による名筆の模写を中心としたもので、陽明文庫現藏。村上翠亭・高城竹苞『近衛家廄写手鑑の研究 仮名古筆篇』（思文閣出版一九九八年）に仮名古筆各図・参考図版『近衛家廄写手鑑』全図と研究篇（解説・考証）が載る。

(11) 「歌書目録」について（福田秀一「宮内庁書陵部及び東山御文庫の「歌書目録」について」（日本文学逍遙 新典社 二〇〇七年）参照。

(12) 前出注(5)(5)ホより引用。

(13) 陽明文庫本の譜写箇所は以下の通り（一の下に陽明本表記を掲げる）。

42詞書・関白殿の内大臣殿—関白殿の内大臣・73三句・きこゆるは—きこゆる・188初句・みせよかし—すせよかし。また書写者により傍記、ミセケチの処理が異なつたと考えられ、30三句・33詞書は修訂後の本文を採用し、47以降は傍記をそのまま書写している。その他、30結句・123四句・191詞書にも異同がある。

(14) 平野由紀子「平安和歌研究」（風間書房 二〇〇八年）参照。

(15) 歌仙家集本系奥書には「借請右大弁入道之本／建長六年十一月廿四日申刻

書写之同夜於燈下校合了／在判」とあり、真觀本（三井寺本）を祖本とすることがわかる。藤本孝一「正保版本歌仙家集と冷泉家私家集」（『中世近世和歌文芸論集』思文閣出版二〇〇八年）参照。

(16) 前出注(5)(2)「冷泉家時雨亭叢書月報」五六より引用。

(17) 例えは、次の二重傍線部は、他本では「」内の通りである。

6 いにしへはおもひ出し（い）ですやわたりかはわだるてふなはなかれすやきみ・20詞書（略）つかさてくたるを（に）おとこあはれとおもひて。24 しる人やそらになからむおもふたに（なる）こゝろのうちの心ならでは・32 ゆめかとそわひてはおもふたまさかにとふ人あれやまたば（や）さめぬと

## 付記

本稿は中古文学会平成二六年度秋季大会（於、京都女子大学）における口頭発表に基づく。貴重な蔵書の閲覧、掲載をお許しくださいました宮内庁書陵部並びに財団法人陽明文庫に深謝いたします。またご教示賜りました陽明文庫文庫長名和修先生に衷心より御礼申し上げます。

（原稿受理日 二〇一七年九月一七日）